

公益財団法人東京陸上競技協会  
登 録 規 程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 公益財団法人東京陸上競技協会（以下「この法人」という。）定款第5条に規定する加入団体及び登録会員、第6条に規定する加入、第7条に規定する脱退に関する事項については、この規程の定めるところによる。

第2章 会 員

(資 格)

第2条 以下の資格を備えた団体、個人はこの法人の会員になることができる。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する団体の構成員から小・中学校、高等学校在学者を除いた登録者が10名以上で構成し、事務所を東京都内に有する団体。
- (2) 准会員 この法人の目的に賛同する団体の構成員から小学生を除いた登録者が5名以上で構成し、事務所を東京都内に有する団体。団体登録の要件を満たさない団体の構成員及び都内に居住または勤務する個人。

2 正会員、准会員は、主たる活動拠点が東京都内であること。

(入会の申請)

第3条 前条の資格を備えた入会希望者は、別紙様式第1号により入会申請書を提出しなければならない。

(定款等の遵守)

第4条 入会を認められた正会員、准会員は、この法人の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

(退 会)

第5条 正会員、准会員が退会しようとするときは、定款第7条の規定に基づき、別紙様式第2号により退会届を提出しなければならない。

第3章 登 録

(登 録)

第6条 この法人の会員のうち正会員、准会員はこの規程の定めるところにより、公益財団

法人日本陸上競技連盟の登録規程に基づき登録を行うものとする。

- 2 加入団体は、毎年度の指定期日までに登録会員の登録更新をするものとし、同一年度内において二つ以上の加入団体から登録することはできない。
- 3 登録会員の追加変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。
- 4 登録会員が他の道府県の加入団体に移籍変更したときは6ヵ月を経なければ、公認陸上競技大会に出場することができない。  
但し、同一企業内で転勤、出向などで新旧加入団体はその所属の変更をやむを得ないものと認めた場合はこの限りではない。

(団体登録)

第7条 この法人の正会員、准会員の内で団体要件を満たしている団体、また、小学生で構成するクラブは団体登録ができる。

2 団体登録は、競技会に出場する際など、競技者の所属チーム名として団体の名称を使用できる。団体登録は年度毎に登録者を一括して登録・更新するものとし、同一年度内において二つ以上の団体登録はできない。

3 団体登録は、登録者に追加又は変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(個人登録)

第8条 東京都内に居住又は勤務する団体登録者でない個人は個人登録とし、その所属は東京陸上競技協会(略称:東京陸協)とする。

2 個人登録者は年度毎にその登録を更新するものとする。

(小学生登録)

第9条 小学生の登録は1名以上の構成員で、団体登録する。また、構成員全員が個人登録をする。団体登録をした団体は所属を登録したクラブ名とする。

2 ただし、クラブ名を使用しないものは個人扱いとし、所属名称は東京陸協とする。

(中学生登録)

第10条 中学校の生徒の登録は、学校単位で団体登録する。

(高校生登録)

第11条 高等学校及び定時制通信制高等学校の生徒の登録は、学校単位で団体登録する。

(中学生・高校生クラブ登録)

第12条 中学生、高校生に関しては、在学している学校とそれ以外の加入団体(クラブ等)の両方に登録することが出来る。登録に関しては中学生登録、高校生登録の規定に準じ、加入団体(クラブ等)単位で団体登録するものとする。ただし、同一競技会(予選大会から全国大会まで通して)には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

#### 第4章 入会金及び登録料

(入会金)

第13条 入会する団体は以下の入会金を納入しなければならない。

(1) 正会員の団体 50,000円

(2) 准会員の団体 25,000円

(3) 准会員の団体が正会員の要件を満たしたときは正会員として、25,000円を新たに納入しなければならない

(4) 正会員の団体が正会員の要件を満たせなくなったときは、5名以上の構成員を持って准会員として団体登録できる。団体として継続扱いとし、准会員としての

入会金は発生しない。

(5) 納入された入会金はいかなる理由でも返金しない。

(正会員及び小学生クラブの団体登録料)

第14条 正会員は、構成員の登録人数により、次の基準で団体登録料を納入しなければならない。

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| (1) 構成員のうち登録者が10名から30名までの正会員は団体登録料 | 5,000円  |
| (2) 構成員のうち登録者が31名から50名までの正会員は団体登録料 | 10,000円 |
| (3) 登録者が51名以上の正会員は団体登録料            | 15,000円 |
| (4) 第9条で言う小学生クラブの団体登録料             | 1,000円  |

(個人登録料)

第15条 正会員、准会員は、登録の際、若しくは更新の際、毎年、次の登録料を納入しなければならない。また、小学校、中学校、高等学校の在學生は以下の登録料を納めなければならない。

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 正会員構成員の登録料     | 年額 2,600円/人 |
| (2) 准会員構成員及び個人の登録料 | 年額 3,100円/人 |
| (3) 小学生登録料         | 年額 300円/人   |
| (4) 中学生登録料         | 年額 500円/人   |
| (5) 高校生登録料         | 年額 500円/人   |
| (6) 中学生・高校生クラブ登録料  | 年額 500円/人   |

## 第5章 会費の使途

(会費の使途)

第16条 第13条の入会金及び第14条、第15条の登録料は、毎年度における合計金額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

## 第6章 補 則

(規程の改正)

第17条 この規程は、理事会の議決により、改正を行うことができる。

附則

1. この規程は平成28年4月1日から施行する。
2. 運営規程(平成26年4月1日施行)は、平成28年3月31日付で廃止する。

## 公益財団法人東京陸上競技協会加入申請に関する団体名称の内規

加入団体規程に基づく加入申請の団体名称については下記の条件を満たすこととする。

### 記

- 1 名称の字数 15字（全角）字以内を原則とし、略称（7文字（全角）以内）を届けること
- 2 使用文字 文字は、日本陸連の登録規則に基づいて、日本の学校教育（義務教育）で使用されているものとし、「常用漢字」「平仮名」「カタカナ」「ローマ字」「算用数字」の使用を原則とする。
- 3 団体の区分
  - (1) 地域団体……区郡市町村を単位とし、その地域の陸上競技クラブ並びに愛好者を統括した団体
  - (2) 職域団体……企業や官公庁等の職場を単位とし、その職場に勤務する陸上競技愛好者を統括した団体
  - (3) 一般団体……地域や職場以外の、大学OB会や都内の陸上競技愛好者をもって構成した団体
- 4 区分別の条件
  - (1) 地域団体……区郡市町村に「陸上競技協会」を付す。
  - (2) 職域団体……企業や官公庁等の職場名または略称に「陸上競技部またはそれを表す文字」を付す。
  - (3) 一般団体……陸上競技にふさわしい名称、意味が明瞭な名称またはその略称を使用する。出来るかぎり「陸上競技クラブまたはそれを表す文字」を付す。
- 5 その他の条件
  - (1) 職域団体では、商品名は使用しないこと。
  - (2) 一般団体では、個人名や施設名等すでに他の目的で使用されている名称のみを使用しないこと。
  - (3) 略称は、明確な意味があり、かつ一般的な使用がされているもののみとする。
  - (4) 「読みにくい」「間違いやすい」名称は、使用しないこと。なお、やむえない場合は読み仮名を付けて申請すること。
  - (5) 政治団体、宗教団体の名称はその活動とみなされるので使用しないこと。

